

飯盛西小学校いじめ防止対策基本方針

《学校教育目標》

学ぶ意欲に満ちた、思いやりのある、心身共に健康な児童を育成する

【めざす児童像】

○思いやりのある子（心の力） ○進んで学ぶ子（頭の力） ○たくましい子（体の力）

自己肯定感・自己有用感を高める学級，学校経営

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全教職員が以下に示すいじめの基本認識をしっかりともち、組織的かつ計画的にいじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む。

【いじめの基本認識】

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

3 いじめ防止に向けた組織

（1）いじめ防止対策委員会

【設置の趣旨】

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、必要に応じて本委員会を開催する。（ただし、外部関係者は、校長が特別に招集した場合のみ参加）

【構成メンバー】

《内部委員》

校長，教頭，生活指導主任，特別支援コーディネーター，養護教諭，当該学級担任

《外部委員》

学校評議員， P T A 役員， 地域有識者 等

【開催時期】

《定例委員会》 くすのきアンケート実施後に開催する。（学期 1 回）

《臨時会》 いじめ事案が発生した時，速やかに開催する。

(2) 職員会（生活終礼）

【設置の趣旨】

児童の生活上の問題や校内・校外での問題行動について，現状報告と指導方法についての情報交換を行い，共通理解と共通行動について話し合う。

【構成メンバー】

全職員

【開催時期】

毎週金曜日 16：15～16：30（随時行うケース会議を含む）

4 いじめ防止に向けた取組

いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめの早期対応
人権教育の充実 道徳教育の充実 （特別の教科「道徳」の授業改善） 特別活動の充実 体験活動の充実 保護者や地域への働きかけ 校内研修の実施	日常の観察の実施 日記や連絡帳等の活用 教育相談（学校カウンセリング）の実施 いじめ実態調査の実施 （くすのきアンケート） （学校評価アンケート）	正確な実態把握 いじめ防止対策委員会の開催 当該児童への指導・支援保護者への連絡と連携

【年間計画】

月	取組内容
4	「いじめ防止対策基本方針」の確認・周知の徹底 (教職員・児童・保護者)
5	家庭訪問，くすのきアンケート実施
6	長崎っ子の心を見つめる教育週間（特別の教科「道徳」の授業公開）， いじめ防止対策委員会①
7	校内研修，学校評価アンケート
8	教育相談①
9	
10	
11	くすのきアンケート実施，いじめ防止対策委員会②

1 2	人権週間，教育相談②，学校評価アンケート
1	
2	くすのきアンケート実施，いじめ防止対策委員会③
3	

5 具体的な取組内容

(1) いじめの未然防止

①人権教育の充実

- いじめは，相手の「基本的人権を脅かす行為であり人間として決して許されるものではない」ことを，子どもたちに理解させる。
- 子どもたちが人を思いやることができるよう，人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに，人権意識の高揚を図る。
- 自他の良さを大切に，相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

②道徳教育の充実

- 特別の教科「道徳」の授業により，未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の実態に合わせて，内容を十分に検討した特別の教科「道徳」の授業を実施する。
- 6月の「飯盛西っ子の心を見つめる教育週間」期間中に，命の大切さをテーマに道徳の授業参観を保護者や地域住民へ公開することにより，広く道徳性の啓発を図る。
- 8月の平和集会に向け「平和学習」を実施し，生命尊重の心情を深める。
- 12月の「人権週間」の取組の中で「いじめ根絶強調週間」を設定し，期間中に各学年でいじめ等防止について学習する。

③特別活動の充実

- 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において，他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- 児童会活動において，自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。
(「縦割り活動」「西っ子集会」等)

④体験活動の充実

- 子どもたちが，他者や社会，自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで，生命に対する畏敬の念，感動する心，共に生きる心に自らが気づき，発見し，体得する。
- 福祉体験やボランティア体験，勤労体験等，発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し，教育活動に取り入れる。
- 異学年交流，小中連携，保小連携との交流等を計画的に実施し，人と人のつながりを大切にする。

⑤保護者や地域への働きかけ

- 授業参観や保護者懇談会の開催，HP，学校・学年（学級）だより等による広報活動により，いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 単Pや町P主催の親子人権学習やふれあい講演会等で，様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- 個人面談や家庭訪問等で，児童の様子について情報を共有しておく。
- インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い，ネット等によるいじめの予防を図る。

⑥校内研修の実施

- 児童理解に関する研修，実践的な指導助言のあり方に関する研修を実施する。
- 各分掌の役割を明確化し，日常的な取組を実施する。

(2) いじめの早期発見

①日常の観察の実施

- 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ，いじめの早期発見を図る。
- 休み時間や昼休み，放課後の雑談等の機会に，子どもたちの様子に目を配り，「子どもたちがいるところには，教職員がいる」ことを心がける。
- 担任を中心に教職員は，子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし，相談しやすい環境づくりをする。
- 児童の気になる言動を察知した場合，全職員で適切な指導を行い，人間関係の修復にあたる。
- インターネット上のいじめについては，インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに，平素から情報を得るように心がけ，保護者の協力のもと，関係機関との連携を図り，速やかな解決に努める。

②日記や連絡帳等の活用

- 日記や生活ノートを活用によって，担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り，信頼関係を構築する。
- 気になる内容については，教育相談や家庭訪問等を実施し，迅速に対応する。

③教育相談(学校カウンセリング)の実施

- 教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- 日常生活の中での教職員の声かけ等，子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

④いじめ実態調査（くすのきアンケート・学校評価アンケート）の実施

- アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて年間4回実施する。（6月・11月・12月・2月）
- アンケートによりいじめの兆候が認められた場合、再調査や教育相談をするなど早期発見に努める。

（3）いじめの早期対応

①正確な実態把握

- 当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

②いじめ防止対策委員会等の開催

- 職員会（生活終礼等）で教職員全員が共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- いじめ防止対策委員会を定期的実施し、外部委員も交えながら情報の共有化と意見交換を行えるようにする。

定例会	第1回	第2回	第3回
実施時期	6月中旬 心を見つめる教育週間	11月下旬 人権週間前	1月下旬

- 問題を把握したら一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を開催し、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告」「連絡」「相談」の徹底）

③当該児童への指導・支援

- いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除くとともに、継続的に指導・支援を行う。
- 心のケア相談員等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされている学級経営を行う。

④保護者への連絡と連携

- いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

(4) いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

(要件1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(要件2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 重大事案発生時の緊急マニュアル

